

東京税理士会会員の皆様へ

特定退職金共済制度

加入のおすすめ



一般財団法人 東京税理士事務所職員退職金共済会

—ごあいさつ—

一般財団法人 東京税理士事務所職員退職金共済会

理事長 伊藤佳江



本共済会は、東京税理士会の会員事務所に勤務する職員を対象に、昭和55年7月1日東京都知事の設立許可を受け、所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、昭和55年10月27日渋谷税務署長の承認を受けて、退職金共済制度を発足いたしました。また、平成25年4月1日をもって特例財団法人から一般財団法人に組織変更いたしました。

本共済会の目的は、「税理士、税理士法人及び税理士が付随業務のために主宰する法人の各事務所(以下「税理士事務所」という。)の雇用する職員の退職金共済制度を確立し、もって職員の福祉の増進と雇用の安定を図り、税理士事務所の発展に寄与する。」こととあります。

「賃金の支払いの確保等に関する法律」により、事業主は従業員の退職金の保全措置として、退職積立金の一部を社外積立するよう努めなければなりません。本制度は、この社外積立の適格制度であり、大変有利です。

職員の退職金については、個々の事務所の努力だけで十分に備えることは至難なことであります。特定退職金共済制度は、税理士事務所が優秀な人材を確保するため、職員の福利厚生面の充実を図るとともに、事務所経営の合理化、安定化の一環として職員の労働条件を十分に考慮した制度であり、東京税理士会各支部での事務所職員の退職金対策としても活用されております。

厳しい金融情勢にありますが、安全で有利な運用を図っておりますので、東京税理士会会員各位におかれましては、本制度の趣旨をご理解いただき、職員の福利厚生対策として、ぜひご加入くださるようお願い申し上げます。



こんな利点と特色があります。

1.税法上の優遇措置が受けられます。

- 事業主が負担する掛金は、すべて「必要経費」又は「損金」扱いとなり、所得税法、法人税法等とのかねあいから実質負担は軽減されます。
- 掛金は、一般財団法人である共済会で運用され、運用益はすべて非課税扱いとなり、退職一時金として退職者に支給されます。
- 本制度から支給される退職一時金は、事業主から支給される退職金と同様、退職者の退職所得となります。

2.退職金の準備ができ、他との重複加入が可能です。

- 職員の勤続年数の経過によって事業主が支払うべき退職金は年々増加しますが、この制度への加入により退職金の準備ができます。
- 法律で定められた退職金支払いのための保全措置が講ぜられます。
- 中小企業退職金共済制度と併用して加入することができます。

3.税理士事務所の職員に対する安全かつ有利な制度です。

- 東京都の監督のもとに、有効な資金運用と管理を行っていますので、一定の利回りを保証した安全で有利な制度です。

4.過去勤務期間の通算もできます。

- 掛金を付加することにより、職員の採用時まで遡って(ただし、10年を限度とします。)本制度に加入していたものとして取り扱われ、勤続年数を評価した有利な退職金を受け取ることができます。ただし、この申し出は、共済契約締結時の1回限りとなります。

5.相互通算制度も利用できます。

- 職員の転職に伴い、中小企業退職金共済制度及び他の特定退職金共済団体の退職金共済制度との間で、退職金相当額の前資の引渡しを行うことができます。



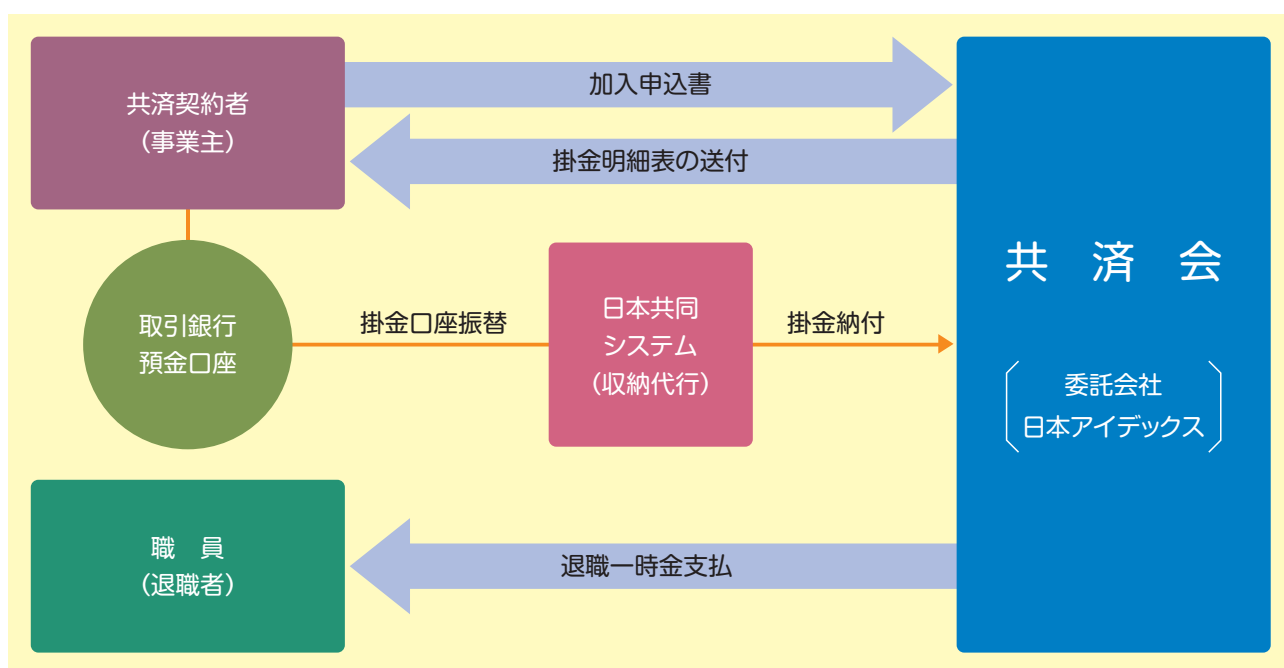
●制度のしくみは……

事業主が本共済会と退職金共済契約を結び、毎月口座振替で掛金を納付します。職員が退職したときは、直接その職員に本共済会から退職一時金が支払われます。

この制度に加入できるのは共済契約者である東京税理士会の会員（開業税理士及び税理士法人）または会員が付随業務のために主宰する法人が雇用する職員（補助税理士を含む）です。加入事業主は、原則としてすべての職員を加入させて下さい。ただし試用期間中の人やパートタイマーなど労働時間の短い人等は除くこともできます。

事業主本人や生計を一にする親族、税理士法人の社員は加入できません。

加入事業主は掛金の全額を負担し、職員に負担させることはできませんが、税法上「必要経費」又は「損金」として実質負担を軽減することができます。なお、掛金として払い込まれた金額（運用益を含む。）は、事業主に返還いたしませんのでご留意下さい。（所得税法施行令第73条第1項第4号による。）



●制度のあらましは……

加入申込	「加入申込書」に「職員登録明細」を添えて本共済会宛お申し込み下さい。
基本掛金 (月額)	職員1人につき1口1,000円とし、最高30口(30,000円)まで自由に決められます。(毎月22日に翌月分の掛金を指定の預金口座より自動引落しいたします。)
口数の増加等	基本掛金口数30口を限度として加入口数を増加することができます。また、場合によっては加入口数を減少することもできます。
過去勤務掛金	職員の過去勤務期間を通算するときは、基本掛金の他に最長5年間の償却期間を限度に過去勤務掛金を納付して下さい。
加入の確認	「退職金共済証書」及び「被共済者登録証」が発行されます。



●退職一時金支給額は……

(1口あたり)

加入期間(年)	支給額(円)	加入期間(年)	支給額(円)
1	12,000	16	203,997
2	24,000	17	217,571
3	36,000	18	231,251
4	48,735	19	245,032
5	61,147	20	258,923
6	73,653	21	272,908
7	86,253	22	287,003
8	98,950	23	301,203
9	111,738	24	315,515
10	124,625	25	329,923
11	137,607	26	344,445
12	150,690	27	359,077
13	163,864	28	373,825
14	177,141	29	388,669
15	190,517	30	403,631

- (注) 1. この表の金額は、平成16年3月1日以降適用の利率(0.75%)による予測です。従って、今後の金利動向及び端数処理などによって支給額が変動することがあります。
2. 退職一時金は、加入期間1年未満で、共済契約者の死亡又は被共済者の死亡以外の事由により退職した場合には、支給されません。
3. 増口をした場合の退職一時金支給額は、その増口分について増口時に加入したものとして算出します。



●過去勤務期間の通算とは……

- 本共済会に加入する以前の勤務期間に対する退職金も通算して支給できる制度です。
- 過去勤務通算期間は、採用日から加入時までの期間とし(1年未満の月数は切捨て)、10年を超える場合は10年を限度とします。
- 加入資格のある職員全員に適用されるので、選別加入はできません。
- この制度適用の申し出は、共済契約締結時の1回限りとなります。

●過去勤務掛金は……

- 過去勤務掛金は、職員ごとに最長5年間(過去勤務期間が5年に満たないときは、その期間に応ずる年数)をもって償却し、毎月基本掛金と一緒に納付します。(償却期間の納付が終われば、基本掛金の納付だけになります。)
- 過去勤務通算口数は、最高30口(30,000円)を限度とし、加入時の基本掛金口数又はそれ以下の口数で決めて下さい。(通算口数の途中での変更、廃止はできません。)
- 過去勤務掛金の月額(1口あたり)は、下表の係数に1,000円を乗じて算出します。

過去勤務期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
係数	1.009	1.020	1.032	1.043	1.056	1.280	1.510	1.747	1.996	2.259
納付期間	12か月	24か月	36か月	48か月	60か月					

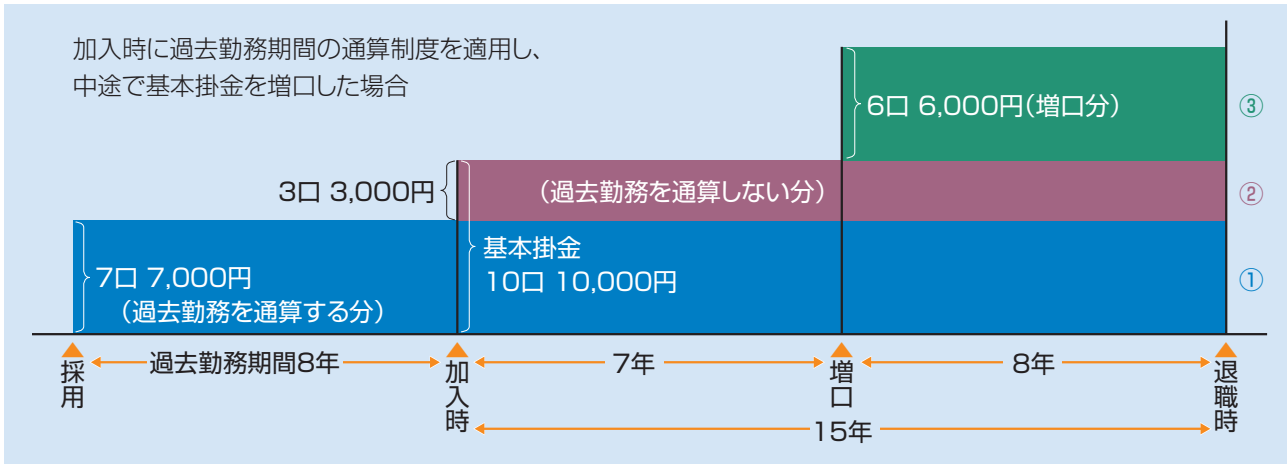
●過去勤務掛金にかかる退職一時金支給額は……

- 過去勤務掛金の払込完了後に退職したときの退職一時金支給額は、その口数について過去勤務通算期間を加入期間に含めて算出します。
- 過去勤務掛金の払込完了前に退職したときの退職一時金支給額は、過去勤務掛金の払込期間に応じて、次により算出します。
 - (1) 払込期間が1年未満の場合は、払込済過去勤務掛金相当額。
 - (2) 払込期間が1年以上の場合は、払込過去勤務掛金の月額に対し、払込の日の属する月の翌1日からの期間に応じて、年0.75%の利率による元利合計額。ただし、金融情勢の変動により共済会の平均運用利回りが年0.75%を下回るときは、その利率による元利合計額。





●退職一時金支給見込額の計算例は……



【掛 金】

基本掛金…10口(月額10,000円)を7年間納付し、8年目より6口を増口して16口(16,000円)を8年間納付
過去勤務掛金…過去勤務期間を8年通算し、過去勤務掛金7口(月額12,229円※)を5年間納付
(※7,000円×1.747=12,229円)

【支給見込額】

①全勤務期間(8年+15年=23年間)	7口7,000円分の支給見込額	2,108,421円
②制度加入から退職までの期間(15年間)	3口3,000円分の支給見込額	571,551円
③増口した年から退職までの期間(8年間)	6口6,000円分の支給見込額	593,700円
	支給見込額合計	<u>3,273,672円</u>

(注)支給見込額は、将来の調整率の改訂や金利動向などによって変動することがあります。

●退職金共済制度 Q&A

- **Q1. 加入の手続きはどのようにしたらよいですか？**
A1. 所定の申込書に記入押印の上、本共済会までお送り下さい。後日退職金共済証書及び被共済者登録証を共済契約者宛にお送りいたします。
- **Q2. 掛金の納付方法は？**
A2. 掛金は、毎月22日(金融機関が休業の場合は翌営業日)に口座振替で納付していただきます。
- **Q3. 退職金の請求はどのようにしたらよいですか？**
A3. 所定の請求書に共済契約者及び被共済者の連名押印にて、必要な書類と一緒に共済会に提出して下さい。
- **Q4. 退職金の支払方法は？**
A4. 退職一時金として一括してお支払いいたします。ただし、被共済者の加入期間が10年以上かつ65歳以上で退職した場合は、一時金の3割を年金(支給期間10年)としてお支払いすることもできます。

(注)請求書・申込書等の用紙につきましては、本共済会に電話でご請求下さい。



■掛金の口座振替取扱銀行は下記金融機関の本支店です。

都市銀行・地方銀行・第二地銀・信用金庫・ろうきん・商工中金・農協・ゆうちょ銀行・信託銀行の一部(三菱UFJ・みずほ・三井住友)・信用組合(一部を除く)・外銀の一部(シティバンク)

●お申し込み・お問い合わせは……

一般財団法人 東京税理士事務所職員退職金共済会

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目11番1号

東京税理士会館別館3階

TEL (03)3356-0077 FAX (03)3356-3357

<http://www.tz-tokutaikyo.jp/>

●個人情報の取得及び利用目的について

個人情報の取得は、本共済会の定款及び退職金共済規約に従い、適法かつ公正な手段によって行います。加入申込書、各種届出書等により取得した個人情報は、法令に基づく場合を除き、本共済会の事業の目的を達成するため、事業案内、報告、通知、連絡等のほか退職金管理など業務上必要な範囲内においてのみ利用し、他の目的には使用しません。